

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、  
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

## お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

益田市社会福祉協議会では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話を聞かせ下さい。

収入が減って  
家計が苦しい

失業して、  
家賃が払えない

公共料金に  
滞納がある

求職活動が  
うまくいかない

相談相手が  
いない

債務の返済で  
困っている



お問い合わせ先

**益田市社会福祉協議会**

電話：0856-22-7256

フリーダイヤル：0120-062-301

受付時間：（月～金曜日 8:30～17:30）



# 住居確保給付金のご案内

**令和2年4月20日から対象者が広がります**

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



## 主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄												
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>												
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※〇〇市の場合 (単位：万円)	<input type="checkbox"/>												
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>単身世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td>収入基準額（月額）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>支給家賃額（上限額）</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		単身世帯	2人世帯	3人世帯	収入基準額（月額）				支給家賃額（上限額）				
	単身世帯	2人世帯	3人世帯										
収入基準額（月額）													
支給家賃額（上限額）													
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>												
ハローワークに求職の申し込みをしますか？	<input type="checkbox"/>												

○すべての項目にチェック✓が付いた方は、住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、**益田市社会福祉協議会**（表面の連絡先）までご相談ください。